



平成 29 年 11 月 7 日

各 位

会 社 名 株式会社フジインコーポレーテッド  
代表者名 取締役社長 関 敬 史  
(コード番号 5384 東証・名証第一部)  
問合せ先 取締役財務本部長 鈴 木 彰  
(TEL 052-503-8181)

### 第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」という）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	平成 29 年 11 月 28 日 (火)
(2) 処分する株式の種類及び数	普通株式 383,700 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき金 2,648 円
(4) 処 分 総 額	1,016,037,600 円
(5) 処 分 予 定 先	資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託 E 口)
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

#### 2. 処分の目的及び理由

当社は、平成 29 年 4 月 18 日付で当社の取締役（社外取締役を除きます）を対象として、新たに業績連動型株式報酬制度「株式給付信託 (BBT (=Board Benefit Trust))」(以下「BBT」といいます)の導入を公表し、平成 29 年 6 月 23 日開催の第 65 期定時株主総会において役員報酬として決議されましたが、本日開催の取締役会において、その詳細について決定いたしました。BBT の詳細につきましては、本日付「業績連動型株式報酬制度の導入 (詳細決定) に関するお知らせ」をご参照ください。

また、当社は、平成 29 年 4 月 18 日付で当社の従業員を対象として、新たに業績連動型株式給付制度「株式給付信託 (J-ESOP)」(以下「J-ESOP」といいます)の導入を公表しましたが、本日開催の取締役会においてその詳細について決定いたしました。J-ESOP の詳細につきましては、本日付「業績連動型株式給付制度の導入 (詳細決定) に関するお知らせ」をご参照下さい。

本自己株式処分は、BBT 及び J-ESOP の導入に際し設定される当社株式の保有及び処分を行う資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託 E 口) (BBT 及び J-ESOP の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者) に対し、第三者割当により自己株式を処分するものであります。

処分数量については、役員株式給付規程に基づき信託期間中に当社の取締役に給付すると見込まれる株式数 (2 事業年度分として 33,200 株) 及び株式給付規程に基づき信託期間中に当社の従業員に給付すると見込まれる株式数 (2 事業年度分として 350,500 株) に相当するものであり、平成 29 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数 28,699,500 株に対し 1.34% (小数点第 3 位を四捨五入、平成 29 年 9 月 30 日現在の総議決権個数 246,265 個に対する割合 1.56%) としております。

## ※信託契約の概要

### ① 株式給付信託 (BBT) 契約の内容

信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
信託の目的	役員株式給付規程に基づき当社株式等の財産を受益者に交付すること
委託者	当社
受託者	みずほ信託銀行株式会社 (再信託受託先：資産管理サービス信託銀行株式会社)
受益者	取締役を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者を選定 BBT 契約においては、当社と利害関係のない信託管理人からの指図に従い、BBT 信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
信託契約の締結日	平成 29 年 11 月 28 日 (予定)
金銭を信託する日	平成 29 年 11 月 28 日 (予定)
信託の期間	平成 29 年 11 月 28 日 (予定) から信託が終了するまで (特定の終了期日は定めず、BBT が継続する限り信託は継続します)

### ② 株式給付信託 (J-ESOP) 契約の内容

信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
信託の目的	株式給付規程に基づき当社株式等の財産を受益者に交付すること
委託者	当社
受託者	みずほ信託銀行株式会社 (再信託受託者：資産管理サービス信託銀行株式会社)
受益者	株式給付規程の定めにより財産給付を受ける権利が確定した者
信託管理人	当社の従業員より選定 J-ESOP 契約においては、当社の従業員より選定された信託管理人からの指図に従い、J-ESOP 信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使します。
信託契約の締結日	平成 29 年 11 月 28 日 (予定)
金銭を信託する日	平成 29 年 11 月 28 日 (予定)
信託の期間	平成 29 年 11 月 28 日 (予定) から信託が終了するまで (特定の終了期日は定めず、J-ESOP が継続する限り信託は継続します)

## 3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日までの 1 か月間 (平成 29 年 10 月 10 日から平成 29 年 11 月 6 日まで) の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均である 2,648 円 (円未満切捨) といたしました。

取締役会決議日の直前営業日までの 1 か月間の終値平均を基準としたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。また、算定期間を直近 1 か月としたのは、直近 3 か月、直近 6 か月と比較して、直近のマーケットプライスに最も近い一定期間を採用することが合理的であると判断したためです。

なお、処分価額 2,648 円については、取締役会決議日の直前営業日の終値 2,404 円に対して 110.15% 乗じた額であり、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近 3 か月間の終値平均 2,527 円 (円未満切捨) に対して 104.79% 乗じた額であり、あるいは同直近 6 か月間の終値平均 2,412 円 (円未満切捨) に対して 109.78% 乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものとして判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役 3 名 (うち 2 名は社外監査役) が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

#### 4. 企業行動規範上の手続き

本自己株式処分は、① 希釈化率が 25%未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上